

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 住宅課
不利益処分名	社会福祉法人等による公営住宅の使用許可の取消し
根 拠 法 令	徳島市営住宅条例
根 拠 条 項	第51条
連 絡 先	(電話 621 - 5285)
処 分 基 準	<p>徳島市営住宅条例(平成9年徳島市条例第22号) (使用許可の取消し) 第51条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)